



## 相続放棄の期間制限

**渡辺 健寿** (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所  
弁護士



### 質 問

当社は、Aに貸付けた金銭の支払いが滞っているためAに対し支払いを求める催告書を出したところ、Aの妻Xから「夫は1年前に亡くなっており、この債務について全く知りませんでした。私は債務を支払うことができないのでこれから相続放棄の手続をします」という返事が来ました。相続人は相続放棄をすることができるか聞いたことはありますが、1年前に亡くなった被相続人の相続を放棄することはできるのでしょうか。

1 相続は被相続人の死亡によって開始し（民法882条、以下条文引用は民法）、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します（896条）。

相続人について配偶者は常に相続人になります（890条）。配偶者以外の相続人としては、被相続人の子、被相続人の直系尊属、被相続人の兄弟姉妹の順に相続人が決定されます（887条、889条）。

2 相続するか否かは相続人の自由に任されていますが、相続するか否かの決定を何年も留保したままでは法律関係を不安定にするので、民法は、「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない」と規定しています（915条）。

単純承認とは、相続の効果が生じることを認めるもので、これによって被相続人の権利義務が何らの制限なく承継されます（920条）。相続人が明確に相続を承認することによって単純承認の効力を生じますが、特段の意思表示をしない場合でも法律の定めた効果として単純承認をしたものとみなされる場合があります。これを法定単純承認といい、例えば、相続人が相続財産の全部または一部を処分したとき（921条1号）、相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき（同条2号）がこれにあたります。

限定承認とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して行う相続の承認で（922条）、これによれば、相続人が被相続人の債務

を負担するとしてもその範囲は相続により得た範囲に限定されることになるので、相続財産が明確でなく債務超過の可能性があるといった場合には相続人にとって安全な制度です。

限定承認は相続人が数人あるときは全員が共同してしなければならず（923条）、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨の申述をしなければなりません（924条）。そのため、この手続の負担の大きさから一般的にあまり利用されてはいないと言われています。

相続放棄とは、相続の効果が生じることを拒否するもので、これによって放棄をした相続人はその相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされます（939条）。相続放棄も家庭裁判所に対する申述の方法によって行われなければなりません（938条）。

相続の承認及び放棄は撤回することができないとされています（919条1項）。

3 「相続の開始があったことを知った時から3箇月以内」の期間を熟慮期間といいますが、この熟慮期間の起算点について、判例では「相続人が相続開始の原因たる事実の発生を知り、かつ、そのために自己が相続人となったことを覚知した時を指す」とされています（大審院決定大正15年8月3日）。

通常は、被相続人の死亡の事実を法定相続人が知ったときに自分が相続人になったことを知ったといえますが、相続人が相続財産の存在、とりわけ債務の存在を全く知らなかったような場合が問題になります。

被相続人の死亡後に被相続人の債務があったことを相続人は初めて知ったが、被相続人の死亡の事実を知った当時及びそれにより自分が相続人となった事実を知った当時は被相続人に相続財産が全くないと信じていたため限定承認も相続放棄もしなかったという事案において、最高裁は「熟慮期間は、原則として、相続人が

前記の各事実を知った時から起算すべきものである」とし、「相続人が、右各事実を知った場合であっても、右各事実を知った時から3箇月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な状態があって、相続人において右のように信ずるについて相当な理由があると認められるときには、相続人が前記の各事実を知った時から熟慮期間を起算すべきであるとするは相当でないものというべきであり、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきものと解するのが相当である」と判示しました（最高裁判決昭和59年4月27日）。

これによれば、被相続人に財産も債務も全く存在しないと信じていたが、後日思いがけず多額の債務の存在を知らされたような相続人を救済することになりますが、この判決で示されている要件は非常に厳格であると解されています。

4 本件の場合、XはAの相続人として、Aの債務の存在を全く知らなかったとのことですが、仮にAの相続財産をすでに受け取っていたり処分したりしていたという事情がある場合には、そもそも法定単純承認が認められますので相続の放棄はできないことになります。また、そのような事実がない場合でも、XはAと同居していたので、XとしてはAの債務を調査することが容易な状況にあったと思われることから、熟慮期間の起算点を遅らせることは難しく、死亡から1年が経過した現時点で相続の放棄をすることは難しいものと思われます。

したがって、Aの債務の相続人Xに対して、当社は貸金の支払いを求めることができると考えられます。